

個人情報保護に係る保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料に関する達

平成27年4月1日

達第12号

改正 平成28年1月1日達第19号

平成28年4月1日達第28号

令和4年3月24日達第7号

令和6年1月24日達第2号

(目的)

第1条 この達は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の保有個人情報及び保有特定個人情報(以下「保有個人情報等」という。)の開示の実施の方法並びに保有個人情報等の開示に係る手数料及び保有個人情報等の写しの送付に要する費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において用いる用語であって、法、番号法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(保有個人情報等の開示の実施の方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画等に記録されている保有個人情報等の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものに記録されている保有個人情報等を閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第5項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列一番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印刷したもの

(4) スライド(第6項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。)

当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第5項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)

以下の大きさの用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)

ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合であつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報等についての法第87条に規定する開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ(第6項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格

C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、
機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備
え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方
法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 電磁的記録の種別又は量により、前項各号の方法により開示することが困難である場
合の当該電磁的記録に記録されている保有個人情報等の開示の方法は、施行令において
定める方法を参酌してその都度定める。

5 映画フィルムに記録されている保有個人情報等の開示の実施の方法は、次に掲げる方
法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

6 スライド及び当該スライドの内容に関する音声に記録されている保有個人情報等を記
録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法
とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

7 前各項の規定により保有個人情報等を開示するに際しては、法第78条各号に定める不
開示情報を除いて行わなければならない。

(手数料の額等)

第4条 法第89条第5項の手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報等が記録されてい
る法人文書(以下「法人文書」という。)1件につき300円とする。

2 特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、

経済的困難により前項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額又は免除する。

(1) 手数料の減額又は免除を受けようとする者は法第77条の規定による書面の提出を行う際に併せて当該減額又は免除を求める理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

(2) 前号の申請書には、特定個人情報に係る本人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては、当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第1項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすことができる。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

4 第1項に定める手数料は、次の各号のいずれかに該当する方法で納付しなければならない。

(1) 現金書留郵便による納付(定額小為替(普通為替)を郵送することにより納付する方法を含む。)

(2) 開示請求者が機構に来構して現金による納付

(3) 機構が指定する金融機関口座への振込みによる納付

5 前項第3号に掲げる方法により手数料を納付する場合には、開示請求書を機構に提出する際に、手数料を振り込んだことを証明する書類を併せて提出するものとする。

6 保有個人情報等の開示を受ける者は、開示手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、切手の郵送によるもののほか、第4項各号の規定により納付するものとする。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月1日達第19号)

この達は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日達第28号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日達第7号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日達第9号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月24日達第2号)

この達は、令和6年4月1日から施行する。